

(改正後全文)

## 山形県警察少年補導専門官活動要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、山形県少年警察活動要綱（平成20年2月本部訓令第6号。以下「訓令」という。）第3条第2項の規定に基づき、少年補導専門官の業務、活動要領その他必要な事項を定めるものとする。

### 第2 業務

少年補導専門官の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 少年相談
- (2) 継続補導
- (3) 被害少年に対する継続的支援
- (4) 街頭補導
- (5) 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理
- (6) 家出少年への対応
- (7) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応
- (8) 有害環境の浄化
- (9) 関係機関等との連携
- (10) 広報啓発
- (11) その他特に命ぜられた事項

### 第3 勤務の原則

- 1 少年補導専門官は、上司の指揮を受けて業務を行い、その結果を速やかに上司に報告するものとする。
- 2 警察署長及び生活安全部人身安全少年課長（以下「署長等」という。）は、少年補導専門官が、少年の特性についての深い知識及び少年の取扱いについての技術を生かせる少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援等の活動に従事すべき警察職員であることを理解し、その活動が専門的かつ効果的に遂行されるように努めるとともに、第2第12号に定める特命事項を除き、本来の活動以外の活動に従事させることのないように配慮しなければならない。

### 第4 心構え

- 1 少年補導専門官は、業務の遂行に当たっては、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 少年の健全な育成を期する精神をもって当たること。
  - (2) 少年の心理その他の特性について深い理解をもって当たること。
  - (3) 人格及び識見の向上に努め、少年その他関係者の尊敬及び信頼が得られるようにすること。
  - (4) 職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めること。
  - (5) 秘密の保持に努め、少年その他関係者が秘密の洩れることに不安を抱くこ

とのないよう配慮すること。

- 2 署長等は、少年補導専門官の勤務について、適時適切な指導監督を行うよう努め、特に、継続補導をはじめとする繰り返し同一少年を取り扱う場合には、組織的な対応を図ることに留意しなければならない。

## 第5 少年相談

- 1 少年補導専門官は、少年相談を受けたときは、相談者の立場に立って応対し、必要に応じ、非行の原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場その他関係者と緊密に連携を取りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じなければならない。
- 2 少年相談の受理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 相手方の心情を理解し、懇切に相談に当たること。
  - (2) 警察施設において行うほか、必要に応じて関係者が気軽に出入りでき、又は落ち着いて相談できる適当な場所に出向いて行うこと。
  - (3) 少年相談に関連して、警察の職務に属しない事項についての相談を受けたときは、その事項を処理する他の機関又は団体を教示し、又は必要に応じてこれらに連絡すること。
- 3 少年相談の処理経過は、別に定める（警察安全相談・苦情）受理簿により署長等に報告するものとする。

## 第6 継続補導

- 1 少年補導専門官は、訓令第17条に該当する少年について、保護者等から依頼があったとき、又は少年の非行防止のため特に必要があると認めるときは、保護者等の協力を得ながら、その問題性が除去されるまで引き続き本人に対する助言、指導その他の補導を行わなければならない。
- 2 継続補導に当たっては、少年、保護者等の日常生活の支障とならないよう招致による面接指導、家庭訪問による指導等適宜の方法で実施するとともに、必要により、地域警察官、学校、職場等と緊密な連携を保持して、効果的な実施に努めるものとする。
- 3 継続補導を行うときは、継続補導簿（訓令別記様式第3号）により署長等に報告するとともに、指導等を実施したときは、補導・支援実施簿（訓令別記様式第4号）によりその実施内容を署長等に報告するものとする。
- 4 前3項の規定は、非行少年として送致若しくは通告した少年で保護者等から依頼があったとき、又は少年非行防止のため特に必要があると認めた少年で保護者等の同意を得られるときについて準用する。

## 第7 被害少年に対する継続的支援

少年補導専門官は、活動を通じて、犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年で精神的ダメージの克服等のため支援が必要と認められるものを把握したときは、当該少年に対し、保護者等の協力を得るととも

に、必要により部内外の専門家の助言又は指導を受けながら、カウンセリング等の立ち直りに向けた継続的な支援を行うものとする。

## 第8 街頭補導

- 1 街頭補導は、駅、公園その他少年の非行が行われやすい場所及び時間を重点に、警察官、少年警察ボランティア等と連携を図りながら、効果的かつ計画的に行うものとする。
- 2 街頭補導に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 少年補導専門官のみで行うときは、できるだけ2人以上で行うものとし、危害を受けるおそれのある場所等については、警察官と同行して行うこと。
  - (2) 少年から事情を聴取し、又は注意、助言等をする場合においては、人目につかないようにすること。
  - (3) 最寄りの交番又は駐在所との連携に努めること。
  - (4) 犯罪少年を発見した場合には、犯罪を中止させ、犯罪少年その他関係者を確保するなど、適切な現場措置を講ずるとともに、速やかに警察官に引き継ぐこと。

## 第9 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理

### 1 触法調査及びぐ犯調査

訓令第43条第1項に規定する指定少年補導職員の指定を受けた少年補導専門官は、上司である警察官の命を受け、触法少年に係る事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年に係る事件の調査（以下「ぐ犯調査」という。）を行うことができる。指定少年補導職員の指定を受けた少年補導専門官が行う触法調査及びぐ犯調査の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 触法調査

- ア 事件の原因及び動機
- イ 少年の性格、行状、経歴及び教育程度
- ウ 少年の家庭、学校及び交友関係
- エ 少年の住居地の環境
- オ 少年の非行防止及び立ち直りに協力することができるかと認められるボランティアの有無
- カ 必要により訓令第52条又は第53条の規定に基づき関係書類を作成し、児童相談所に対する送致・通告手続又は警察限りの措置手続を取るとともに、少年及び保護者等（学校又は職場の関係者に連絡することが必要であると認められるときは、保護者及び当該関係者。以下同じ）に対して必要な注意又は助言をすること。

#### (2) ぐ犯調査

- ア ぐ犯事由
- イ 少年の性格、行状、経歴及び教育程度

ウ 少年の家庭、学校及び交友関係

エ 少年の住居地の環境

オ 少年の非行防止及び立ち直りに協力することができると思えられるボランティアの有無

カ 必要により訓令第58条の規定に基づき関係書類を作成し、家庭裁判所に対する送致・通告手続又は児童相談所に対する通告手続の措置をするとともに、少年に対して注意又は助言をし、保護者等に連絡するものとする。

## 2 不良行為少年事案の処理

少年補導専門官は、不良行為少年を発見したときは、当該不良行為についての注意又はその後の非行を防止するための助言、指導その他の補導を行い、必要に応じ、保護者等に連絡するものとする。

## 第10 家出少年への対応

1 少年補導専門官は、家出少年に関する相談等を受理したときは、当該少年の発見のために必要な調査等組織的な対応を行うものとする。

2 家出少年を発見したときには、少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校又は職場における人間関係の悩み等があることを念頭に置き、原因究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を行うものとする。

## 第11 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応

少年補導専門官は、活動を通じて、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、状況に応じた応急的な措置を講じるとともに、児童相談所への通告等少年の福祉のため必要な措置をとるほか、学校及び保健所を始めとする関係機関等と共に要保護児童対策地域協議会等の少年サポートチーム(以下「少年サポートチーム」という。)を編成して対応するなど、少年の抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を行うものとする。

## 第12 有害環境の浄化

少年補導専門官は、街頭活動、サイバーパトロール等の各種警察活動を通じて、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品又はサービスを提供する営業等の実態把握に努め、当該有害環境を生み出している関係者等に対する環境浄化のための指導、協力依頼、関係機関への連絡・通報等により有害環境の浄化活動を行うものとする。

## 第13 関係機関との連携

1 少年補導専門官は、少年非行の防止に関して、学校、家庭、職場、児童相談所、少年警察ボランティアその他関係機関・団体等と平素から緊密な連絡を行うなど連携を強化しなければならない。

2 特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援の活動を実施す

る上では、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、児童相談所、学校等の関係機関等が当該少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームの活用が有効であることから、効果的な連携を図るものとする。

#### 第14 広報啓発

少年補導専門官は、非行防止教室、薬物乱用防止教室、各種地域の保護者会等のあらゆる機会を利用し、少年非行の傾向、少年をめぐる有害環境並びに関係者の役割及び留意点等を周知させるための効果的な広報啓発を行うものとする。